

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・住民の帰還に向けた動きや飯館村の復興に係る方針の検討を踏まえて、地域の農業の復興及び発展を図るための基本的な方針について検討していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・①の農業の復興及び発展の基本的な方針を踏まえながら、今後必要な農業関係施策について検討していく。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・今後、農業者や農業関係団体の意向等を踏まえて、地域の農地の確保とその有効利用の方針について検討していく。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・深谷地区の農地の一部については、村内復興拠点エリア地区における道の駅「までい館」、復興村営住宅と深谷地区集会所、メガソーラー施設等としての土地利用（非農業的土地利用）を行う一方、他の地区の農地は、復旧・復興に向けた各種計画との整合を図りながら、農地として利用していくことを基本としつつ、今後の農業上の土地利用の方針について検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

(注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。

(2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスターplan及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面 積	うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積	事業主体	施行予定期度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
A - 1 地区	深谷	太陽光発電用地確保事業	発電設備用地	2. 7ha	2. 7ha	2. 7ha	—ha (2. 1ha)	飯館村	平成26～27年度	—	都市計画区域外	
A - 2 地区	深谷	深谷地区道の駅「までい館」整備事業	商業施設用地	2. 4ha	2. 3ha	2. 4ha	—ha (—ha)	飯館村	平成27～28年度	—	都市計画区域外	
計				5. 1ha	5. 0ha	5. 1ha	—ha (2. 1ha)			—		

※「うち農用地区域面積」は、農用地利用計画の変更前（下段）、変更後（上段）の面積を記載している。

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているもの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（I、II、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名 : A-1 地区（深谷地区太陽光発電用地確保事業）

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	第一次農業構造改善事業	深谷地区 松塚地区	飯館村土地改良区	137ha	S42～ S45	2.7ha	完了	補助 当該地区は、福島第一原子力発電所事故により「居住制限区域」に指定されており、営農再開の目途も立っていない。併せて、村の中央を横断する主要道である県道12号線の拓けた土地であり、本事業を含む村の復興のシンボルとして整備を予定している復興拠点が整備できる平坦な土地は他にはない。 尚、当地区に太陽光発電施設を整備することにより受益地から除外されることについては、飯館村土地改良区(H27.3)、及び飯館村農業委員会(H27.3)との調整を行い了解を得ている。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
設置する工作物は低層であるため、日照上の影響はない。また、用排水路については、事業区域外に位置することから周辺農地へ及ぼす影響はない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
復興整備計画（当初）において、農用地利用計画を変更済み。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名：A-2 地区（深谷地区道の駅「までい館」整備事業）

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	第一次農業構造改善事業	深谷地区 松塚地区	飯舘村土地改良区	137ha	S42～ S45	2.3ha	完了	補助 当該地区は、福島第一原子力発電所事故により「居住制限区域」に指定されており、営農再開の目途も立っていない。併せて、村の中央を横断する主要道である県道12号線の拓けた土地であり、本事業を含む村の復興のシンボルとして整備を予定している復興拠点エリアが整備できる平坦な土地は他にはない。 尚、当地区に道の駅「までい館」を整備することにより受益地から除外されることについては、飯舘村土地改良区（H27.5）、及び飯舘村農業委員会（H27.5）との調整を行い了解を得ている。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
整備する建築物及び工作物は低層であるため日照上の影響ではなく、エリア内には用排水路が存置するが、付け替えによる機能交換を行うなど、土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれはない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
他の復興整備事業の進捗を踏まえながら、農用地利用計画等の変更を行っていく。具体的な時期については今後要検討。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

農業構造改善事業施工図

